

化学肥料低減定着対策事業 Q & A
(令和5年7月)

【1 総論】	6
問1-1 本事業の趣旨を教えてください。	6
問1-2 本事業の仕組みを教えてください。	6
問1-2 (2) 本事業を肥料価格高騰対策事業の「取組実施者」ではなく、新たに設置する「地域協議会」向けの対策としたのはなぜですか。	6
問1-3 都道府県協議会や地域協議会当たりの交付額の上限はありますか。	6
問1-4 地域協議会からの支援を受けたい農業者や事業者は、地域のメニューをいつ、どのよう うに知って、どこに申請すればよいですか。	7
問1-5 地域協議会からの支援は、農業者や事業者のいつからいつまでに行った取組が対象に なりますか。	7
問1-6 本事業は、令和6年春肥への支援も対象となるのでしょうか。	7
問1-7 地域協議会が支援対象となる農業者は肥料価格高騰対策事業に参加した農業者のみで しょうか。	7
問1-8 市町村によって農地面積や農業者数に様々な差がある中、交付上限額を一律の500万 円とすることは不公平ではないでしょうか。	8
問1-9 交付対象者の数や取組の規模等に下限はありますか。	8
問1-10 支援を受ける農業者に経営規模等の条件はありますか。地域協議会で独自に条件を設 定することは可能ですか。	8
【2 事業実施主体（都道府県協議会）】	8
問2-1 事業実施主体となるための要件を教えてください。	8
問2-2 肥料価格高騰対策事業と本事業で口座を分ける必要はありますか。	8
問2-3 都道府県協議会の推進費の用途はどのようなものが認められますか。また、本事業の 事務の一部を委託することはできますか。	9
問2-4 本事業の実施に伴い、都道府県協議会の事務費は追加されますか。	9
問2-5 本事業において事業実施主体となる都道府県協議会は、これまで肥料価格高騰対策事 業で業務を実施してきた都道府県協議会と同じ協議会でも問題ないでしょうか。	9
問2-6 地域協議会からの実績報告について、肥料価格高騰対策事業と同じように交付対象者 の一部を抽出して、取組が適切に行われたか現地確認等を行う必要はありますか。	9

【3 地域協議会】	9
問3-1 地域協議会となるための要件を教えてください。	9
問3-1 (2) 1つの市町村内に複数の地域協議会を設置できるのは、どのような場合ですか。	10
問3-1 (3) 市町村に2つの地域協議会を設置することが認められた場合の交付上限額はそれぞれ500万円ですか。	10
問3-2 地域協議会は、既存の地域の協議会を活用しても良いですか。	10
問3-3 既存の地域協議会を事業実施主体とした場合、既存の口座に交付金を入れても良いですか。	10
問3-4 地域協議会の事務費は交付されますか。また、その用途はどのようなものが認められますか。	11
問3-5 地域協議会は、事務の一部を他の組織に委託しても良いですか。	11
問3-6 複数の市町村で構成される地域協議会を設置した場合、交付上限額は500万円ですか。それとも500万円×市町村数ですか。	11
問3-7 地域協議会の規約等の改正が8月上旬までに間に合わない場合、どのように対応すればよいのでしょうか。	12
問3-8 地域協議会は取組内容の検討に当たり、地域内の公平性を確保するため（例えば、対象肥料銘柄について系統と商系をバランスよく設定する等）、誰がどのような役割を果たすべきでしょうか。	12
問3-9 地域協議会の構成員が、地域で設定した取組個票の「交付対象者」となって交付金を申請しても良いのでしょうか。	12
【4 地域計画書の採択手続き】	12
問4-1 地域計画書の採択までの手順を教えてください。	12
問4-2 都道府県協議会において、地域計画書の審査を行うとありますが、どのような審査が行われますか。	13
問4-3 地域計画書を農産局長が選定する際に、どのような基準で優先順位をつけるのですか。	13
問4-4 地域計画書の公募は1回限りなのでしょうか。	14
【5 地域計画書の作成】	14
問5-1 地域計画書には何を記載すればよいのでしょうか。	14
問5-1 (2) 地域計画書の変更協議は想定されていますか。	14

問 5-2	都道府県や地域が自己財源で、本事業の事業費を補助することは可能ですか。	14
問 5-3	地域計画書の「取組個票の達成目標」における「取組予定面積(ha)」は、面積として把握しづらい取組の場合、どのように記入すればよいのでしょうか。	15
問 5-4	地域計画書の「交付金の合計額が都道府県協議会から交付された交付額を超えた場合の調整方法」欄は、どのように記入すればよいのでしょうか。	15
問 5-5	地域計画書の「事業の完了予定年月日」には、本事業の場合、何が完了する予定年月日を設定すればよいですか。	16
問 5-5 (2)	本事業は領収書等が交付の条件となっている一方、交付できるかどうか地域全体の所要額が分かるまで判明しません。こうした中で、農業者等の取組をどのように促せば混乱なく推進できるのでしょうか。	16
問 5-6	取組個票は複数作成可能とのことですが、1つの取組に対して2つの取組個票から重複して交付金を支払うことは可能ですか。	16
問 5-6 (2)	取組個票で設定した支援内容と類似する又は同一の支援を国や地方自治体から受ける場合の扱いを教えてください。例えば、環境保全型農業直接支払交付金の「堆肥の施用」や「カバークロップ」等の取組について、両方の交付金を受けることはできますか。 ..	17
問 5-6 (3)	基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」について、仮に行政の他の事業の関係で100円の交付金もしくは行政以外の団体から奨励金のように100円の後戻しがある場合でも200円が交付されるのでしょうか。この場合、重複になり交付の対象外になるのでしょうか。	17
問 5-7	取組個票について、「基本的な取組」をそのまま設定することで、審査の一部を省略できるとのことですが、どの程度省略されるのですか。	17
問 5-7 (2)	「基本的な取組」をそのまま設定する場合、地域で「〇〇」の部分の根拠のみ示せばよいですか。	18
問 5-8	取組個票に問題があった場合、どのようなことになるのでしょうか。	18
問 5-9	取組個票の要件を教えてください。	18
問 5-10	取組個票の作成のポイントを教えてください。「取組内容」欄の注意事項は何ですか。	18
問 5-10 (2)	基本的な取組のうち、「5 国内資源活用肥料の利用拡大支援」、「7 緑肥作物の作付拡大支援」、「8 低成分肥料の利用拡大支援」の対象となる肥料銘柄や緑肥作物の品種の範囲を教えてください。	19
問 5-11	取組個票の「取組内容」欄に記入する「交付の条件」とはどのようなことを記入すればよいのですか。	19

問5-12	例えば、特定の肥料の購入支援について、事業者Aは7月12日より前に価格が決ま っており、事業者Bは明確に価格決定日が決まっていない場合、どのような支援の方法があ るでしょうか。	20
問5-13	取組個票の作成のポイントを教えてください。「交付単価」、「単価設定の根拠」欄の注 意事項は何ですか。	20
問5-14	取組個票の作成のポイントを教えてください。「取組実績等の確認方法」欄の注意事項 は何ですか。	20
問5-14(2)	巻末の別紙2では、3(全ての取組内容の共通要件)として地域内の農業者の一 覧を作成又は収集することとなっていますが、どのような書類を準備すればよいですか。	20
問5-14(3)	機械の導入が遅く年度内に利用実績がない場合、機械を利用した地域内の事業 者及び農業者の一覧を作成又は収集する必要はありますか。	21
問5-14(4)	機械の導入が遅く年度内に利用実績がない場合、実績報告書の「取組面積 (ha)」欄には、どのような数値を記入すればよいですか。	21
問5-15	取組計画書の承認申請には、取組個票と事業費の算出根拠となる証拠書類を添付する こととされていますが、具体的にどのような書類を添付する必要がありますか。	21
問5-16	基本的な取組のうち「堆肥等の利用拡大支援」について、鶏糞は含まれるでしょ うか。	21
問5-17	基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」について、「鶏糞ペレット」 もこの取組の対象になりますか。	22
問5-17(2)	基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」について、堆肥購入 費への直接支援もできますか(ペレット化もしない通常の堆肥)。	22
問5-18	基本的な取組のうち「土壌分析体制の強化支援」について、例えば、昨年100点、今 年150点の土壌診断を実施する場合、掛かり増し経費は、その差50点ではなく150点の分析 費用を対象としてよいですか。	22
問5-18(2)	基本的な取組のうち「土壌分析体制の強化支援」について、老朽化した分析機 器の更新を対象とすることはできますか。	22
問5-19	基本的な取組のうち「耕畜連携の拡大支援」について、稲わら等供給2,000円/tは、 稲わら等を供給する耕種農家を支援するものですか。	22
問5-19(2)	基本的な取組のうち「耕畜連携の拡大支援」における取組実績の確認方法につ いて、堆肥や稲わら等の重量は実測が必要ですか。	23

問 5-20	基本的な取組において、肥料については 100 円、200 円の定額ですが、地域協議会における交付金の合計が交付金額を超えた場合は、100 円以内、200 円以内、という形で交付単価を調整してもよいですか。	23
問 5-21	基本的な取組のうち「肥料の効率利用農機のモデル導入支援」について、モデル導入の具体的な基準がありますか。	23
【6 地域協議会からの交付金の支払い】		23
問 6-1	地域協議会からの交付金の支払い時期はいつになりますか。	23
問 6-2	国内肥料資源利用拡大対策事業など別の補助事業により支援を受けている場合、本事業を併用することは可能ですか。	23
問 6-3	地域協議会は、交付対象者に対して概算払を行うことはできますか。	23
問 6-4	地域協議会は、都道府県協議会に対して概算払請求を行うことはできますか。	24
問 6-5	都道府県協議会と地域協議会との間では、通常の間接補助事業と同様に採択・割当・交付申請（決定）の手続きが必要でしょうか。	24
問 6-6	令和 6 年 3 月末までに交付金額 500 万円を使用しきれなければ返金となりますか。 .	24
問 6-7	例えば、国内資源活用肥料の利用拡大支援において、交付対象者を「肥料販売店」及び「農業者」と設定した場合、重複交付を防止するためにどのような方法が考えられるでしょうか。	24

【 1 総論】

問 1 - 1 本事業の趣旨を教えてください。

(答)

今後も、肥料価格高騰対策事業の要件として選択された「化学肥料の2割削減に向けた取組メニュー」が確実に実施され、堆肥等の国内資源の有効活用や土壌診断による適正施肥を進めることが、国際価格の変動の影響を受けづらい生産体制を確立する上で重要です。

このため、肥料価格高騰対策事業の一環として、農家のみなさまの「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた『地域の取組』を支援する追加対策を実施するものです。

問 1 - 2 本事業の仕組みを教えてください。

(答)

本事業は、肥料価格高騰対策事業と同じ国（農林水産省）が認定した都道府県協議会が事業実施主体となり、化学肥料の2割低減に向けた取組の定着に向けた『地域の取組』を行う地域協議会に対して、都道府県協議会から当該取組の実施に必要な交付金を交付する仕組みとなっています。

なお、地域協議会が行う『地域の取組』は、地域計画書において取組内容等を具体的に定め、国が採択したものである必要があります。

問 1 - 2 (2) 本事業を肥料価格高騰対策事業の「取組実施者」ではなく、新たに設置する「地域協議会」向けの対策としたのはなぜですか。

(答)

本年の秋肥は、卸売価格の下落に伴い小売価格の低下が見込まれますが、肥料価格高騰対策事業の取組実施者（参加農業者）の要件として選択された「化学肥料の2割低減に向けた取組メニュー」が確実に実施され、国際価格の変動の影響を受けづらい生産体制を確立することが重要です。

その際、参加農業者個々の低減努力も必要ですが、定着につながる環境を地域全体で整えていくことで高い成果が挙げられると考えます。また、地域によって栽培作物や作付体系、国内資源の利用可能性等の特徴が異なることから、市町村を中心に地域の関係者が議論を行って取組内容を決定することができるように、地域協議会向けの対策としたところです。

問 1 - 3 都道府県協議会や地域協議会当たりの交付額の上限はありますか。

(答)

地域協議会当たりの交付額の上限は500万円です。このため、都道府県協議会の交付額についても上限があります。（申請した地域協議会数が10地域の都道府県協議会の場合は5,000万円が上限となります。）

問 1-4 地域協議会からの支援を受けたい農業者や事業者は、地域のメニューをいつ、どのように知って、どこに申請すればよいですか。

(答)

取組内容は地域協議会が定める仕組みとされており、承認された取組内容や申請方法についても、地域協議会から農業者や事業者に周知が行われます。地域協議会は原則として市町村単位で設置されますので、地域の市町村などにお問い合わせください。

問 1-5 地域協議会からの支援は、農業者や事業者のいつからいつまでに行った取組が対象になりますか。

(答)

本事業においては、本年6月1日以降に肥料などの農業資材を注文したり、堆肥散布の発注を行った場合は支援の対象とすることができます。また、農業資材の納品や堆肥散布などは、来年3月末までに行われたものを支援の対象とすることができます。

ただし、地域協議会において来年2月末までに取組実績の確認が必要となりますので、この期限までに請求書や領収書などで取組が確実に行われることが確認できるもののみが対象となります。

これらを踏まえ、具体的には、地域協議会が個別に取組期間などを設定することとなりますので、詳しくは地域協議会や市町村などにお問い合わせください。

問 1-6 本事業は、令和6年春肥への支援も対象となるのでしょうか。

(答)

本事業は、令和6年3月までの事業として行うものであり、秋肥、春肥の区別はありません。

問 1-7 地域協議会が支援対象となる農業者は肥料価格高騰対策事業に参加した農業者のみでしょうか。

(答)

本事業は、農業者のみなさまの「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けて『地域の取組』を支援するものであり、必ずしも肥料価格高騰対策事業に参加した農業者のみを支援対象に限定する必要はありません。

問 1-8 市町村によって農地面積や農業者数に様々な差がある中、交付上限額を一律の 500 万円とすることは不公平ではないでしょうか。

(答)

限られた予算の中で全国的に定着の取組を進めていくために、1 協議会当たり上限 500 万円としています。

本事業はすべての地域に予算を公平に配分するものではなく、一地区当たり 500 万円の計画を募集し、予算の範囲内で採択を行う仕組みとしています。なお、採択は地域計画書に記載された取組面積が多く、取組面積当たりの平均取組単価が低い計画書を優先することとしています。

問 1-9 交付対象者の数や取組の規模等に下限はありますか。

(答)

交付対象者の数や取組の規模等に下限はありませんが、地域計画書に記載された取組面積が多く、取組面積当たりの平均取組単価が低い計画書を優先的に採択することとされています。

問 1-10 支援を受ける農業者に経営規模等の条件はありますか。地域協議会で独自に条件を設定することは可能ですか。

(答)

農業者の経営規模に要件は設けていません。本事業は地域の取組を支援するものであるため、必要に応じて独自の条件を設定することは妨げませんが、広く農業者に裨益する機会を提供することが望ましいと考えます。

【2 事業実施主体（都道府県協議会）】

問 2-1 事業実施主体となるための要件を教えてください。

(答)

本事業の事業実施主体は、肥料価格高騰対策事業と同じ国（農林水産省）が認定した都道府県協議会となっています。本事業を実施するため、

- ① 規約や規程
- ② 業務方法書

について所要の変更を行った上で、地方農政局長等に変更申請を行ってください。具体的な変更箇所は、農林水産省のホームページを御確認ください。

問 2-2 肥料価格高騰対策事業と本事業で口座を分ける必要はありますか。

(答)

区分経理ができていれば、口座を分ける必要はありません。（新たに専用口座を設ける必要はありません。）

問 2-3 都道府県協議会の推進費の用途はどのようなものが認められますか。
また、本事業の事務の一部を委託することはできますか。

(答)

肥料価格高騰対策事業と同じ用途範囲となります。このため、事務委託も手続としては可能ですが、本事業について事務委託することは想定していません。

問 2-4 本事業の実施に伴い、都道府県協議会の事務費は追加されますか。

(答)

今後、要望量調査などを実施した上で追加割当を行う予定です。ただし、本事業の交付決定以降の経費が対象となりますので、御了知おきください。

問 2-5 本事業において事業実施主体となる都道府県協議会は、これまで肥料価格高騰対策事業で業務を実施してきた都道府県協議会と同じ協議会でも問題ないでしょうか。

(答)

本事業を実施する都道府県協議会は、実施要領第2で定める要件を満たせば肥料価格高騰対策事業と同一の協議会でも問題ありません。

問 2-6 地域協議会からの実績報告について、肥料価格高騰対策事業と同じように交付対象者の一部を抽出して、取組が適切に行われたか現地確認等を行う必要はありますか。

(答)

本事業においては、必ずしも現地確認を行う必要はありませんが、地域協議会が都道府県協議会に提出する実績報告において、提出が必要な書類があるため、交付対象者からあらかじめ取組個票で設定した書類が提出されているか十分に確認してください。

【3 地域協議会】

問 3-1 地域協議会となるための要件を教えてください。

(答)

地域協議会は、市町村が構成員に含まれていること、代表者の定めがあり、規約・規程等が整備されていること、本事業の業務方法書が作成されていること等が要件となり、これらを添えて都道府県協議会の承認を得ていただく必要があります。具体的な規程等の例は、農林水産省のホームページを御確認ください。

なお、原則として、地域協議会の区域は市町村域を最小単位としており、1つの市町村内に複数の地域協議会を設置する場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を得ていただく必要があります。

問3-1(2) 1つの市町村内に複数の地域協議会を設置できるのは、どのような場合ですか。

(答)

問1-2(2)のとおり、本事業は化学肥料の使用量低減の定着につながる環境を地域全体で整えていくこと、地域の栽培作物や作付体系、国内資源の利用可能性等の特徴を踏まえた取組を行うことに着目して、市町村域を最小単位とした地域協議会向けの対策としています。このため、通常、市町村域を区分して地域協議会を設置することは認めていません。

一方で、例えば、市町村内で明確に作物生産における営農条件が異なる等の理由で、市町村内に複数の異なる営農ビジョン等を有する地域協議会が既に設置されており、当該地域協議会がそのまま本事業の地域協議会として業務を実施する場合にあっては、地方農政局長等による承認の対象になり得ると考えています。

問3-1(3) 市町村に2つの地域協議会を設置することが認められた場合の交付上限額はそれぞれ500万円ですか。

(答)

それぞれの協議会の交付上限額は500万円です。

問3-2 地域協議会は、既存の地域の協議会を活用しても良いですか。

(答)

既存の地域協議会の業務に追加することも可能です。一方で、本事業は、肥料価格高騰対策事業の一環として行うものであり、地域計画書の作成等に当たっては、地域において当該事業の取組実施者が進めている低減の取組等についての知見が必要と考えられます。

このため、必ずしも地域協議会の構成員となる必要はないものの、取組実施者となっている肥料の販売店（農協、肥料商）からの意見の聴取等を円滑に行い、体制を整備することが重要だと考えています。

問3-3 既存の地域協議会を事業実施主体とした場合、既存の口座に交付金を入れても良いですか。

(答)

本事業の交付金については、他の事業と区別する必要があることから、新たな口座を設けていただくことを基本としています。

ただし、全ての会計区分ごとに出納帳を設けて入出金の度に出納帳で管理するなど、適切に区別できるのであれば、既存の口座を利用することも可能です。

問3-4 地域協議会の事務費は交付されますか。また、その用途はどのようなものが認められますか。

(答)

地域計画書において、地域協議会の事務に必要な経費を位置付けることで、都道府県協議会からの交付金を使用することが可能です。ただし、地域協議会当たりの上限金額（500万円）の範囲内となります。

また、事務費としては、以下の用途を想定しています。ただし、対象は都道府県協議会からの採択決定通知以降の経費となることに注意してください。

- ① 備品費（取得価格が50万円以下で、リース・レンタルが困難な場合に限る）
- ② 賃金等（雇用者の日給又は時間給、通勤に要する交通費、社会保険料等）
- ③ 事業費（会場借料、通信運搬費、借上料、印刷製本費、消耗品費、燃料費等）
- ④ 旅費（会議への出席や現地確認等に要するもの）
- ⑤ 謝金（専門家からの意見を聴く際に要するもの）
- ⑥ 雑役務費（取組実施者への振り込み手数料、委託契約に要する印紙等）

問3-5 地域協議会は、事務の一部を他の組織に委託しても良いですか。

(答)

本事業における地域協議会の事務の一部を委託することも手続としては可能ですが、具体的に想定している事務はありません。なお、地域協議会への交付金を事務費として流用することもできる仕組みとしているため、できる限り交付金が取組支援として活用できるよう、事務経費の削減にも御協力ください。

問3-6 複数の市町村で構成される地域協議会を設置した場合、交付上限額は500万円ですか。それとも500万円×市町村数ですか。

(答)

複数の市町村で一つの協議会を設置した場合の協議会への交付上限額は500万円です。

問3-7 地域協議会の規約等の改正が8月上旬までに間に合わない場合、どのように対応すればよいでしょうか。

(答)

本事業を実施する地域協議会は、規約等を作成又は変更し、都道府県協議会の承認を受ける必要があります。提出期限や承認期限について、実施要領等では具体的に定めていないため、各都道府県協議会の運用となりますが、遅くとも都道府県協議会が地域協議会に採択通知を行う際には、地域協議会として承認されていることが必要と考えています。

問3-8 地域協議会は取組内容の検討に当たり、地域内の公平性を確保するため（例えば、対象肥料銘柄について系統と商系をバランスよく設定する等）、誰がどのような役割を果たすべきでしょうか。

(答)

地域協議会においては、農業者のみなさまの「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた『地域の取組』として、どのような支援が妥当かを公平性の観点にも配慮して戦略的に検討していただくことが重要であると考えています。

このため、例えば、取組個票の作成に当たって支援対象とする肥料の選定をする際に、地域の販売事業者からヒアリングを行うこととなった場合、系統と系統外それぞれから話を伺うなどバランスに留意したり、また、地域協議会の中で情報を共有したりするなど、透明性にも配慮することが望ましいと考えています。

問3-9 地域協議会の構成員が、地域で設定した取組個票の「交付対象者」となって交付金を申請してもよいでしょうか。

(答)

実施要領別記2の第2の4で定める者であれば、地域協議会の構成員が交付対象者となって交付金を申請しても問題ありません。

【4 地域計画書の採択手続き】

問4-1 地域計画書の採択までの手順を教えてください。

(答)

本事業では、都道府県協議会が都道府県下の地域協議会が作成した地域計画書を取りまとめて9月11日までに地方農政局等に協議を行うこととしています。この手続きを中心に、以下の手順で地域計画書の申請から採択までの手続きが進められます。

- ① 都道府県協議会が、規約等を変更して地方農政局長等の承認を受け、本事業の実施体制を整える。

- ② 都道府県協議会が、都道府県下の市町村等に対して地域協議会の設立と地域計画書の提出を促す。(その際、都道府県内向けの応募要領などで、地域協議会の承認申請の期限と地域計画書の提出期限を提示することが望ましいと考えています。)
- ③ 各地域で地域協議会を設立し、都道府県協議会の承認を受ける。
- ④ 地域協議会が、地域内の関係者の意見聴取等を通じて地域計画書を作成するとともに、②の期限までに都道府県協議会に申請を行う。
- ⑤ 都道府県協議会が、実施要領に照らして地域計画書の内容の審査を行うとともに、9月11日までに地方農政局等に県内の地域計画書を提出(協議)する。
- ⑥ 地方農政局等で内容を確認した地域計画書の中から、農産局長が採択する地域計画書の選定を行う。
- ⑦ ⑥の通知を受けた都道府県協議会が、地方農政局等に交付申請書等を提出する。
- ⑧ 地方農政局等からの交付申請書等の採択を受けて、都道府県協議会が地域協議会に承認結果の通知を行う。

問4-2 都道府県協議会において、地域計画書の審査を行うとありますが、どのような審査が行われますか。

(答)

実施要領の別記2において、地域計画書の要件が定められており、こうした要件に合っているかを都道府県協議会が審査します。

具体的には、販売事業者等に一括交付する場合は交付額の全額が農業者に裨益する仕組みとなっているか、交付単価は掛かり増し経費の1/2以内となっていることを客観的な情報で確認できるか、取組実績の確認方法や確認書類は適切に設定されているか、などについて、詳細に審査を行うこととなります。

なお、「基本的な取組」をそのまま採用する場合は、上記の具体例を含め、ほとんどの項目の審査を省略することができます。

問4-3 地域計画書を農産局長が選定する際に、どのような基準で優先順位をつけるのですか。

(答)

全国から申請された交付金の申請額が予算額を超えるおそれがある場合、農産局長が地域計画書に記された取組予定面積の大きさと取組予定面積当たりの単価の低さを勘案して、優先的に選定する地域計画書を決定することとしています。

問4-4 地域計画書の公募は1回限りなのでしょうか。

(答)

1回目の公募で全国から申請された申請額と予算額、執行に要する期間等を総合的に勘案し、2回目の公募を実施するかどうかを含め、今後検討することとしています。

【5 地域計画書の作成】

問5-1 地域計画書には何を記載すればよいのでしょうか。

(答)

地域計画書には、主に以下の事項について記入していただきます。

- ① 事務局の住所など「地域協議会の概要」
- ② 取組個票等ごとの「事業費」
- ③ 取組予定面積を記入した「取組個票の達成目標」
- ④ 事務費の内訳を記入した「推進に係る費用の内容」
- ⑤ 「交付金の合計額が都道府県協議会から交付された交付額を超えた場合の調整方法」
- ⑥ 「事業の完了予定年月日」

また、必要事項を全て記入した「取組個票」と、「事業費の算出根拠となる証拠書類」を添付する必要があります。

問5-1 (2) 地域計画書の変更協議は想定されていますか。

(答)

地域計画書の変更を行う場合は、実施要領第10の2の(1)のケの規定に従い都道府県協議会の承認を受ける必要があります。また、地域計画書の変更申請を受けた都道府県協議会は地方農政局長等に協議を行う必要があります。

問5-2 都道府県や地域が自己財源で、本事業の事業費を補助することは可能ですか。

(答)

可能です。その際は、取組計画書の「事業費」の「自己資金等」の欄に都道府県等の補助金額を記入してください。

問5-3 地域計画書の「取組個票の達成目標」における「取組予定面積(ha)」は、面積として把握しづらい取組の場合、どのように記入すればよいのでしょうか。

(答)

本事業では、達成目標（取組予定面積）を全て面積換算で設定していただくこととしています。

具体的な換算方法について統一ルールはありませんが、以下で示した考え方も参考に、取組毎に面積換算値を記入してください。なお、都道府県協議会における審査事務の簡素化のため、都道府県協議会において統一的な換算式をお示しいただくことも有効と考えています。

- (例1) 土壌分析点数を1ha/点として土壌分析点数の予定点数を面積換算。
- (例2) 堆肥の散布量を1t/10aとして契約予定数量を面積換算。
- (例3) 肥料の散布量を4袋/10aとして販売予定数量を面積換算。
- (例4) 機械の稼働面積を100ha/台として導入予定台数を面積換算。
- (例5) 緑肥種子の散布量を10kg/10aとして販売予定数量を面積換算。

問5-4 地域計画書の「交付金の合計額が都道府県協議会から交付された交付額を超えた場合の調整方法」欄は、どのように記入すればよいのでしょうか。

(答)

執行段階において、交付対象者と地域協議会との間で混乱が生じないように、事務費と取組個票、複数の取組個票を設定している場合の優先順位、又はその調整方針の決定プロセス等について、あらかじめ記入してください。

例えば、以下のような内容が想定されます。

- (例1) 必要な事務費の優先度を1位とし、残余の額で取組個票1及び取組個票2の配分額を計画段階の事業費に応じて按分する。各取組における事業費の調整は、支援単価（交付率）を圧縮することにより対応する。
- (例2) 必要な事務費の優先度を1位とし、残余の額で取組個票1の要望を全て採択し、その残余の額で取組個票2の要望のうち〇〇の高いものから交付額の範囲内で採択する。その際、取組個票1の要望額が既に交付額を超える場合は、交付単価（交付率）を圧縮することにより対応する。
- (例3) 交付金の合計額が交付額を超過した場合は、地域協議会の総会の議決をもって配分方針を決する。

問5-5 地域計画書の「事業の完了予定年月日」には、本事業の場合、何が完了する予定年月日を設定すればよいですか。

(答)

地域協議会においては、原則として交付対象者に交付金を支払ったことをもって事業完了となります。

このため、交付対象者は1月末までに売買契約を締結するなど交付金の所要額を確定させ、当該額をもって地域協議会は都道府県協議会から精算払いを受けた後に交付対象者に交付金を支払い、事業を完了させ、2月末までに実績報告書を都道府県協議会に提出してください。

このため、2月末を含めたそれ以前の日を完了予定年月日に設定してください。

問5-5 (2) 本事業は領収書等が交付の条件となっている一方、交付できるかどうか地域全体の所要額が分かるまで判明しません。こうした中で、農業者等の取組をどのように促せば混乱なく推進できるでしょうか。

(答)

本事業では、地域計画書においてあらかじめ「交付金の合計額が都道府県協議会から交付された交付額を超えた場合の調整方法」を設定することとしています。

事後の単価調整によって現場に混乱が生じる恐れがある場合は、地域計画書において、例えば「取組個票①は300万円の配分額とし、この配分額の範囲内において支援対象となる肥料の数量を調整するものとする」と規定した上で、農業者等から申請予定数量を報告いただき、これが集計できた段階で地域協議会から農業者等ごとに対象数量を内示する方法などが考えられます。なお、この方法は、農業者に直接交付する場合だけでなく、肥料販売事業者を交付対象者とする場合にも運用できます。

この例に限らず、各地域協議会において、農業者等に対して混乱なくインセンティブを提示できる手法を御検討いただければと考えています。

問5-6 取組個票は複数作成可能とのことですが、1つの取組に対して2つの取組個票から重複して交付金を支払うことは可能ですか。

(答)

例えば、堆肥の散布という1つの取組に対して、「堆肥の散布」という取組個票と、「耕畜連携」という取組個票の2つから重複して交付金を交付することはできません。また、肥料の購入支援を行う場合、「国内資源活用肥料」かつ「低成分肥料」であっても、両方の交付金を交付することはできません。

一方で、「土壌診断の体制整備」という取組個票で地域の分析体制の強化のための分析機器の購入への支援と、「土壌診断の推進」という取組個票で農業者の分析費用の一部を支援する交付金を交付することは可能と考えています。

問5-6(2) 取組個票で設定した支援内容と類似する又は同一の支援を国や地方自治体から受ける場合の扱いを教えてください。例えば、環境保全型農業直接支払交付金の「堆肥の施用」や「カバークropp」等の取組について、両方の交付金を受けることはできますか。

(答)

取組個票の「取組内容」で設定した交付金の対象となる行為と同一の行為に対して、複数の国の事業で重複して支援を行うことはできません。このため、例えば、環境保全型農業直接支払交付金の「堆肥の施用」と本事業の基本的な取組の1つである「堆肥等の利用拡大支援」は、いずれも堆肥の運送と散布という同一の行為に要する費用を支援するものであるため、どちらかの支援に限定していただく必要があります。

同様に、環境保全型直接支払交付金の「カバークropp」、「リビングマルチ」及び「草生栽培」と本事業の「緑肥作物の作付拡大支援」は、いずれも緑肥種子の購入という同一の行為を支援するものであるため、どちらかの支援に限定していただく必要があります。

また、地方自治体の支援との関係については、例えば、本対策で1/2相当額の支援を行う場合に、地方自治体の支援額が当該1/2相当額を超える場合は、本対策の支援割合を10/10以下になるよう調整する必要があります。

問5-6(3) 基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」について、仮に行政の他の事業の関係で100円の交付金もしくは行政以外の団体から奨励金のように100円の後戻しがある場合でも200円が交付されるのでしょうか。この場合、重複になり交付の対象外になるのでしょうか。

(答)

国の他事業による支援については、交付の対象となる行為が重複している場合は、これを控除する必要があります。一方、地方自治体を含め国以外の機関や団体独自の奨励金の支払いや割引等の場合、重複分を控除する必要はありません。

問5-7 取組個票について、「基本的な取組」をそのまま設定することで、審査の一部を省略できるとのことですが、どの程度省略されるのですか。

(答)

「基本的な取組」をそのまま設定した場合、当該地域における①取組予定面積、②事業費、③事業費のうち交付金の所要額のみが審査対象となります。

なお、「基本的な取組」の一部を修正する場合は、上記に加えて、修正した箇所とそれに関連する項目は全て審査が必要となります。

問５－７（２） 「基本的な取組」をそのまま設定する場合、地域で「〇〇」の部分の根拠のみ示せばよいですか。

（答）

国から示した９つの取組個票で「〇〇」と示された３か所を記入するとともに、取組予定面積の根拠を示すことで、取組個票をそのまま使用することができます。

問５－８ 取組個票に問題があった場合、どのようなことになるのでしょうか。

（答）

まず、地域協議会が作成した地域計画書（取組個票）は、都道府県協議会が審査を行います。具体的な審査項目は問４－２のとおりですが、国への協議期限が９月１１日に設定されていますので、日程に余裕があればデータに客観性がないなど不備は都道府県協議会から指摘を受けて地域協議会が修正することも可能です。

都道府県協議会で審査が終了した後は、地方農政局等において内容が確認されますが、この時点でデータに不備等があってもそのまま本省に回付され、不採択となるおそれがあります。また、複数の取組個票が設定され、一部に不備があった場合は、当該取組個票のみが不採択となります。

問５－９ 取組個票の要件を教えてください。

（答）

取組個票の作成に当たっては、満たすべきいくつかの要件があります。

それらの要件については、巻末の別紙１「地域計画書（取組個票）の要件」を御参照ください。

問５－１０ 取組個票の作成のポイントを教えてください。「取組内容」欄の注意事項は何ですか。

（答）

誰が、どのような取組を行った場合、何に対して（数量か、面積か、契約料金かなど）支援するかを明確に記載してください。特に、どのような取組を行ったかは、その範囲が明確である必要があります。

また、取組の目的と交付対象者が異なる場合（例えば、特定の肥料の利用拡大を支援する目的であるにもかかわらず、販売事業者に交付金を交付する場合など）は、別紙として「交付の条件」を具体的に記入することが必要です。

問5-10(2) 基本的な取組のうち、「5 国内資源活用肥料の利用拡大支援」、「7 緑肥作物の作付拡大支援」、「8 低成分肥料の利用拡大支援」の対象となる肥料銘柄や緑肥作物の品種の範囲を教えてください。

(答)

「基本的な取組」の取組内容欄に、それぞれ以下のとおり位置付けています。

- ① 「5 国内資源活用肥料の利用拡大支援」において対象となる肥料銘柄
 - ・堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料銘柄
 - ・ペレットなど粒状に成形されている肥料銘柄
- ② 「8 低成分肥料の利用拡大支援」において対象となる肥料銘柄
 - ・低成分肥料銘柄
 - ・NPKの各成分値のいずれか一つ又は複数の合計値が、地域における慣行肥料と比べて明らかに低い(少なくとも5ポイント程度低い)肥料銘柄
- ③ 「7 緑肥作物の作付拡大支援」において対象となる緑肥作物の品種
 - ・緑肥作物の種子に該当する品種

なお、地域の農業者にとって、どのような銘柄や品種が対象か分かりづらいと考えられるため、取組個票に別表として対象銘柄や品種の一覧を添付することが有効と考えており、そのような取組個票の作成を積極的に進めていただくようお願いします。

問5-11 取組個票の「取組内容」欄に記入する「交付の条件」とはどのようなことを記入すればよいのですか。

(答)

農業者の取組を支援するための交付金の場合、その交付金相当額は完全に農業者に裨益することが不可欠です。

事務手続きの簡素化等のため、農業者への直接支援ではなく、販売事業者に支援する場合は、①販売価格が交付金を織り込んだ割高なものとなっていないか、②農業者の負担額が販売額から交付金相当額を控除した額以下となっているかを確認した上で交付する必要があるため、そのルールを明確化したものが「交付の条件」です。

特に、本事業が開始された7月12日以降に価格が決まった商品やサービスは、その価格水準の妥当性を客観的に証明することは極めて難しいと考えており、慎重な審査が必要となります。

具体的には、「基本的な取組」に提示した範囲で検討いただくようお願いします。

問5-12 例えば、特定の肥料の購入支援について、事業者Aは7月12日より前に価格が決まっており、事業者Bは明確に価格決定日が決まっていない場合、どのような支援の方法があるでしょうか。

(答)

御質問のようなケースの場合、取組個票を2つ作成し、1つは対象肥料を販売した事業者Aを交付対象者としたものとし、もう1つは事業者Bから対象肥料を購入した農業者を交付対象者として直接交付を行うものとする考えられます。

問5-13 取組個票の作成のポイントを教えてください。「交付単価」、「単価設定の根拠」欄の注意事項は何ですか。

(答)

本事業の「交付単価」は、通常取組又は従前取組のいずれかと比べて掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額を上限として設定する必要があります。

このため、「単価設定の根拠」欄には、通常取組又は従前取組の場合の経費から、どの部分の経費が掛かり増しとなっているのかが分かるように記載する必要があります。

また、その経費についても、行政機関や業界団体等による公表データや学術機関等による調査研究結果など、客観性のあるデータを用いて算定する必要があります。

なお、その際のデータについても、今般の価格高騰など特殊状況下によるデータではなく、平年ベースのデータを用いることも必要です。

問5-14 取組個票の作成のポイントを教えてください。「取組実績等の確認方法」欄の注意事項は何ですか。

(答)

取組個票ごとの内容に応じて、必要書類を地域協議会において作成又は収集する必要があります。

どのような書類が必要かは、巻末の別紙2「取組実績等の確認方法」を御参照ください。

問5-14(2) 巻末の別紙2では、3(全ての取組内容の共通要件)として地域内の農業者の一覧を作成又は収集することとなっていますが、どのような書類を準備すればよいですか。

(答)

取組個票に定めた取組内容によって裨益した者が地域内の農業者であることが分かるように、物品の販売又はサービスの提供の場合は、物品を販売又はサービスを提供した地域内の農業者について、機械導入の場合は、拡大計画を作成した上で設定した取組予定面積に即して機械を利用した地域内の事業者及び農業者について、

一覧等に整理したものを取組実績の確認方法として作成又は収集する書類に加えてください。

問5-14(3) 機械の導入が遅く年度内に利用実績がない場合、機械を利用した地域内の事業者及び農業者の一覧を作成又は収集する必要がありますか。

(答)

取組内容に設定した機械の納品が遅く、実績報告書の提出までに機械を利用した実績がない又は拡大計画と比べて著しく少ない場合は、令和6年度の利用に関して既に予約を受け付けているなど、今後、機械を利用する予定となっている地域内の事業者及び農業者について、一覧等に整理したものを作成又は収集してください。

問5-14(4) 機械の導入が遅く年度内に利用実績がない場合、実績報告書の「取組面積 (ha)」欄には、どのような数値を記入すればよいですか。

(答)

実績報告書の提出までに機械を利用した実績がない又は拡大計画と比べて著しく少ない場合は、問5-14(3)と同様に、令和6年度の利用に関して既に予約を受け付けているなど、今後、機械を利用する予定となっている地域内の事業者及び農業者の利用予定面積を「取組予定面積 (ha)」として記入してください。

問5-15 取組計画書の承認申請には、取組個票と事業費の算出根拠となる証拠書類を添付することとされていますが、具体的にどのような書類を添付する必要がありますか。

(答)

取組個票のうち、単価設定の根拠としたデータが分かる文献等の写しを添付してください。

加えて、取組予定面積や事業費(所要額)の算出根拠として、各取組の予定面積の算出根拠のデータやその算定の根拠とした実施予定面積や予定契約数量などの計算書等を添付してください。

なお、「基本的な取組」の場合、単価設定の根拠データの提出は不要です。

問5-16 基本的な取組のうち「堆肥等の利用拡大支援」について、鶏糞は含まれるでしょうか。

(答)

鶏糞も含まれます。

問5-17 基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」について、「鶏糞ペレット」もこの取組の対象になりますか。

(答)

鶏糞ペレットも対象資材になります。

問5-17(2) 基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」について、堆肥購入費への直接支援もできますか(ペレット化もしない通常の堆肥)。

(答)

国が示す基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」では、化学肥料代替としてペレット化されたものを化学肥料との掛かり増しがあるとして支援単価を設定しています。また、「堆肥等の利用拡大支援」では、堆肥施用そのものが掛かり増しであるとして、単価設定に当たって料金を一般化しやすい運搬費と散布費に着目して支援単価を設定しています。地域において運搬費等を含めた堆肥の価格全体を一般化できるのであれば、地域独自の取組個票において単価を設定することも可能と考えますが、一般化が難しければ取組ごとの実費に対する1/2支援とすることも考えられます。

問5-18 基本的な取組のうち「土壌分析体制の強化支援」について、例えば、昨年100点、今年150点の土壌診断を実施する場合、掛かり増し経費は、その差50点ではなく150点の分析費用を対象としてよいですか。

(答)

土壌診断を実施する事業者に拡大計画を作成いただき、土壌分析に必要な経費ということであれば、150点の分析費用を対象にして構いません。

問5-18(2) 基本的な取組のうち「土壌分析体制の強化支援」について、老朽化した分析機器の更新を対象とすることはできますか。

(答)

分析機器の単純更新を対象とすることは出来ません。一方で、当該機器を更新することにより、分析点数が増えるということであれば、対象とすることが可能です。

問5-19 基本的な取組のうち「耕畜連携の拡大支援」について、稲わら等供給2,000円/tは、稲わら等を供給する耕種農家を支援するものですか。

(答)

この基本的な取組では、稲わら等の供給を行う事業者を対象としており、具体的には個別の耕種農家や事業組合のような組織を想定しています。

問5-19(2) 基本的な取組のうち「耕畜連携の拡大支援」における取組実績の確認方法について、堆肥や稲わら等の重量は実測が必要ですか。

(答)

堆肥や稲わら等を重量当たりで交付額を決定する場合、スケール等により実測する方法のほか、サンプル等を基に地域で換算値などを示し、重量に換算して交付金を算出する方法も考えられます。

問5-20 基本的な取組において、肥料については100円、200円の定額ですが、地域協議会における交付金の合計が交付金額を超えた場合は、100円以内、200円以内、という形で交付単価を調整してもよいですか。

(答)

地域計画書を作成する際に、交付金額を超えた場合の調整方法を記載することとしています。その中で交付単価を調整することとすることも可能です。

問5-21 基本的な取組のうち「肥料の効率利用農機のモデル導入支援」について、モデル導入の具体的な基準がありますか。

(答)

モデル導入の範囲について特に基準は設けていませんが、特定の農機について、その導入成果を地域内に広く共有することを通じて、導入を促進しようとする場合に効果的な支援になると考えています。

【6 地域協議会からの交付金の支払い】

問6-1 地域協議会からの交付金の支払い時期はいつになりますか。

(答)

各取組の内容や取組の確認時期によって地域協議会からの交付金の支払い時期が異なっていますので、各地域協議会にお問い合わせください。

問6-2 国内肥料資源利用拡大対策事業など別の補助事業により支援を受けている場合、本事業を併用することは可能ですか。

(答)

(問5-6(2)を参照)

問6-3 地域協議会は、交付対象者に対して概算払を行うことはできますか。

(答)

事業開始(10月以降)から実績報告書の提出(2月末)まで期限が限られていること、また、概算払をした場合、交付金の返還など事務負担が発生するおそれがある

ることから、地域協議会から交付対象者への支払いに係る概算払いは想定していません。取組個票に位置付けられた「取組実績等の確認方法」により取組が確認されたものに対する精算払としてください。

問6-4 地域協議会は、都道府県協議会に対して概算払請求を行うことはできますか。

(答)

都道府県協議会からの交付に先んじて、地域協議会が交付対象者に交付金を支払わなければならない場合が想定されることから、地域協議会から都道府県協議会への概算払請求は可能としています。

問6-5 都道府県協議会と地域協議会との間では、通常の間接補助事業と同様に採択・割当・交付申請（決定）の手続きが必要でしょうか。

(答)

本事業は都道府県協議会への直接補助事業ですが、手続き自体は通常の間接補助事業と大きな違いはありません。このため、通常の間接補助事業と同様に採択・割当・交付申請（決定）の手続きが必要となります。

問6-6 令和6年3月末までに交付金額500万円を使用しきれなければ返金となりますか。

(答)

実績報告書の提出までの時点で当初の予定金額を下回る支出となった場合は、精算払において必要額のみ支払われることとなります。

問6-7 例えば、国内資源活用肥料の利用拡大支援において、交付対象者を「肥料販売店」及び「農業者」と設定した場合、重複交付を防止するためにどのような方法が考えられるでしょうか。

(答)

対象肥料とした同一銘柄において、交付対象者を「肥料販売店」又は「農業者」に設定した場合は、重複交付となっていないか肥料販売店と農業者の間で確認する作業が発生します。このため、重複チェックが円滑に行えるよう、農業者ごとに識別番号を割り振るなどの対応が考えられます。また、購入先の肥料販売店が異なれば重複は生じないため、例えば、系統は「肥料販売店」、系統外は「農業者」とするなど、購入先ごとに交付先を設定することも有効と考えられます。

地域計画書（取組個票）の要件

番号	地域計画書（取組個票）の要件
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の農業者の「化学肥料 2 割低減の取組メニュー」の定着を支援するものであること。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械導入やリース導入は可。施設整備は不可。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械導入やリース導入を行う場合、交付対象者は過去実績と比べて取組が拡大する計画（拡大計画）を作成すること。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象者は、農業者、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、地方公共団体のいずれかであること。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械導入やリース導入を除き、交付対象者が農業者以外の場合、交付金の「交付の条件」を設定すること。「交付の条件」には、料金及び農業者の負担額の適正性の確保に必要な条件を設定すること。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付単価は、通常取組又は従前の取組のいずれかの掛かり増し経費の 2 分の 1 に相当する額を上限とすること。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付単価の設定に当たっては、行政機関や業界団体等による公表データや学術機関等による調査研究結果など、客観性のあるデータを用いて算出するものとし、地域計画書の提出に当たっては当該交付単価の設定根拠に用いたデータを添付するものとする。

取組実績の確認方法

地域計画書の取組個表に記載する「取組実績の確認方法」は、以下の書類を地域協議会において作成又は収集する方法によること。

番号	対象となるケース	取組実績の確認方法
1	取組内容が機械の導入及びリース導入以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の販売 交付対象者と物品の販売の相手方ごとの注文日、納品日、数量及び販売額が確認できる書類（例えば、注文書、領収書、請求書等） ・ サービスの提供 交付対象者とサービス提供の相手方ごとの契約日、サービスの提供日、提供数量及び契約額が確認できる書類（例えば、契約書、領収書、請求書等）
2	交付対象者が販売事業者又はサービス事業者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象とする取組内容において交付対象者が行う物品の販売又はサービスの提供の契約金額が適正であることが確認できる書類（交付金によって地域内の農業者の負担する金額が交付金と同額かそれ以上低下していることを明らかにするとともに、例年又は通常の商品の販売又はサービス提供単価との関係で適正な単価の設定が行われていることを証明する書類）
3	（全ての取組内容の共通要件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の者の氏名又は名称及び居住又は所在する市町村を一覧とした書類 ア 交付対象者が交付対象とする取組によって、物品の販売又はサービスの提供を行った地域内の農業者（農業者の組織する団体が、地域内の複数の農業者に対する物品の販売又はサービスの提供を交付対象者とまとめて契約を行った場合は、当該地域内の農業者） イ 交付対象者が交付対象とする取組によって、導入又はリース導入した機械の利用を行う地域内の事業者及び農業者